

## 第9章 廃棄物処理対策

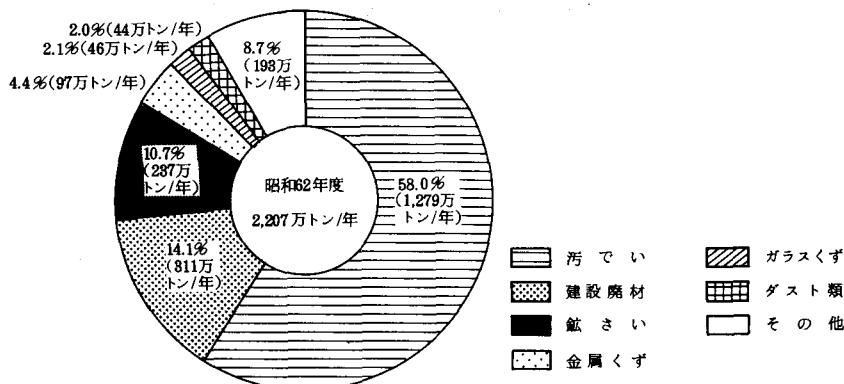
### 第1節 廃棄物の排出等の状況

#### 第1 産業廃棄物

近年、経済・社会活動の発展に伴い、産業廃棄物はその量が増加するとともに、質においても多様化の傾向を示し、処理困難な物質を含むものが多くなっている。一方、著しく都市化が進み、狭小過密な府域では、内陸部に廃棄物の適切な処分用地を確保することはますます困難な状況にある。

府域における産業廃棄物等（排出事業者が自ら利用、有償売却する有価物を含む。）の発生量は図2-9-1のとおりである。

図2-9-1 産業廃棄物等種類別発生量（推計）



#### 第2 一般廃棄物

##### 1 ごみ

生活水準の高度化に伴い、日常の生活活動によって排出されるごみの量は年々増加の傾向を示し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づいて市町村が行うごみの計画収集量（直接搬入量を含む。）は、昭和63年度では415万トンに達している（図2-9-2）。

その収集及び処理の内訳をみると、収集内訳では市町村直営によるものが41%、許可業者によるものが39%で、両者により全体の80%に達しており、処理内訳では焼却によるものが89%を占めているが、これらは市町村（一部事務組合を含む。）のごみ処理施設において処理されている（図2-9-3）。

図2-9-2 ごみ処理状況の推移

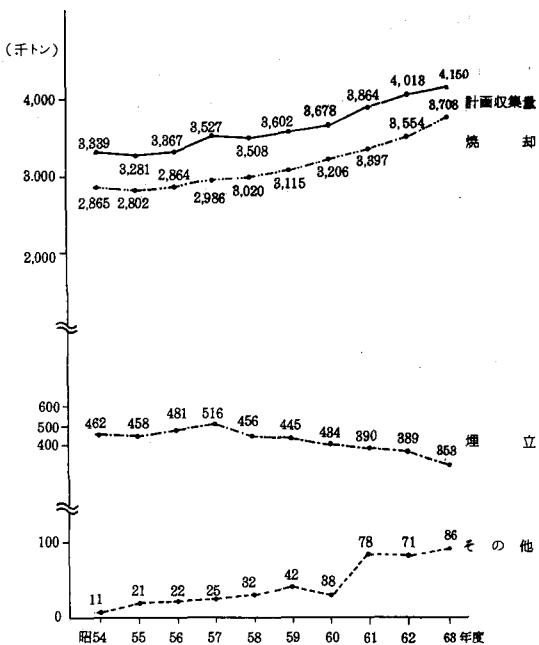
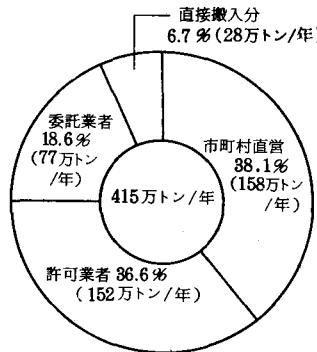
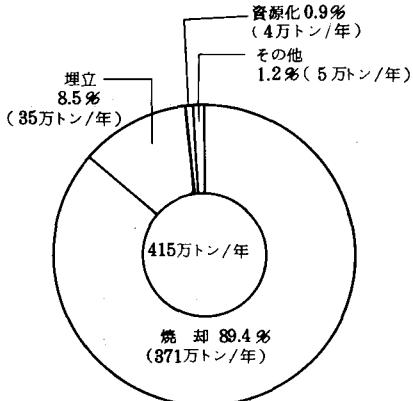


図2-9-3 ごみの収集及び処理の区分（昭和63年度）

(1) 収集内訳



(2) 処理内訳



## 2 し 尿

廃棄物処理法第6条の規定に基づいて市町村が行うし尿（浄化槽汚泥を含む。）の計画収集量は、昭和63年度では184万㎘であり、ここ数年横ばい傾向を示している（図2-9-4）。

し尿については、生し尿と浄化槽汚泥に分けられるが、近年、し尿浄化槽の増加により浄化槽汚泥の比率が増加する傾向にある。

その収集及び処理の内訳をみると、収集中訳では許可業者によるものが51%で約半数を占めており、処理内訳では市町村（一部事務組合を含む。）のし尿処理施設において94%が処理されている（図2-9-5）。

図2-9-4 し尿処理状況の推移

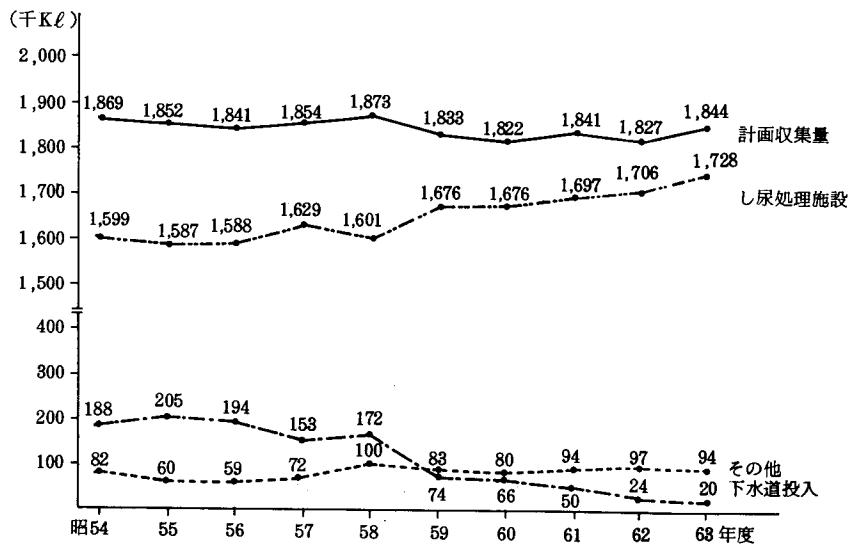
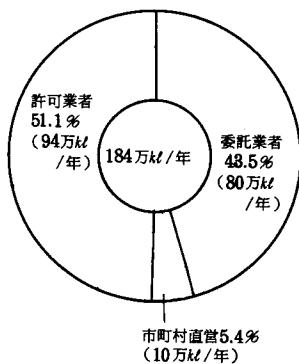
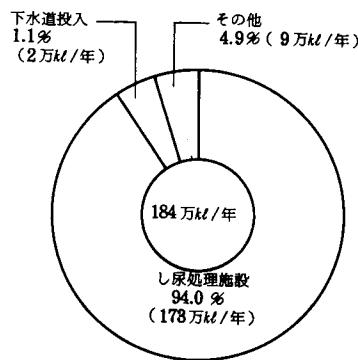


図2-9-5 し尿収集及び処理の区分（昭和63年度）

(1) 収集内訳



(2) 処理内訳



## 第2節 産業廃棄物処理対策

### 第1 産業廃棄物処理計画の推進

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図るために、昭和57年6月に昭和57年度を初年度とし、平成2年度を目標年度とする「大阪府産業廃棄物処理計画」を策定し、その推進に努めている。

本計画では、府域の事業所から発生する多量の産業廃棄物の適正処理に当たっては、産業廃棄物の発生抑制、適正管理及び事業者処理責任の原則にのっとり、産業廃棄物総合的管理システムの確立、減量化の推進及び最終処分場の確保を主要な柱として所要の施策を推進することとしている。

### 第2 広域処理対策事業の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物処理法及び大阪府産業廃棄物処理計画に基づき、財团法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として次のような事業を実施した。

平成元年度における事業の内容は表2-9-1及び表2-9-2のとおりである。

表2-9-1 堺第7-3区における最終処分事業の内容（平成元年度）

対象廃棄物	対象事業	対象地域	受入量	受入実績
無害汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、無害ダスト類、がれき及びこれらに類するもの等10種類	公共事業 民間事業	府全域	車両台数 1日 1,500台以内	2,844,251 トン

表2-9-2 堺第7-3区における中間処理事業の内容（平成元年度）

処理対象廃棄物	対象事業	処理能力	処理実績	処理方法
廃油・油泥	公共事業 民間事業	20トン/日	523トン	焼却
有害汚泥等	"	5トン/日	713トン	固型化
機性汚泥	"	15トン/日	2,220トン	固化及び焼却

また、平成元年度から堺第7-3区を埋立処分としてより一層の有効活用を図るため「堺第7-3区埋立処分推進事業」を行っている。

#### （参考） 財大阪産業廃棄物処理公社の事業

財团法人大阪産業廃棄物処理公社は、昭和46年、大阪府と大阪市の共同出資により設立

され、府域における産業廃棄物の広域処理を主要事業として、①堺第7-3区及び大阪市北港における最終処分事業、②有害物質を含む汚泥等の中間処理事業を行っている。

### 第3 事業者指導の強化

産業廃棄物の適正処理については、事業者処理責任の原則に基づき事業者指導を強化してきた。平成元年度においては、有害物質に係る産業廃棄物及び産業廃棄物処理施設等の実態を継続的に把握するため、有害物質関連事業所等を重点対象として報告書の徴収及び立入検査等を実施するとともに、本府の産業廃棄物処理計画の基本方針である減量化や適正処理を一層推進するため、産業廃棄物を多量に排出する事業者及び建設業者を対象として、管理体制の強化等を指導した。

また、平成元年4月4日に廃棄物処理法施行令の一部が改正（平成元年10月1日施行）され、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレンが新たに有害物質に追加されたため、これらの物質を使用するクリーニング所等に対し説明会を開催し、適正処理について指導した。

さらに、平成元年11月に厚生省から医療廃棄物処理ガイドラインが示されたため、大阪府医師会等に対し周知徹底を図った。

### 第4 産業廃棄物処理業の許可等

産業廃棄物に係る処理業の許可に当たっては、処理業者に対する適切な指導と円滑な事務の遂行を期すため、府独自の予備審査制度による積極的な事前指導を行うこととしている。また、処理業者の適正な事業遂行がなされるよう、昭和62年度から許可期限を付与することとした。平成元年度における処理業の許可是169件、事業範囲の変更の許可是50件で、その内訳は収集・運搬業が162件、中間処理業が7件であった。

また、廃棄物処理法施行規則第9条第3号に基づく再生利用業の指定については、平成元年度は1件であった。

なお、廃棄物処理法第15条に基づき、平成元年度における産業廃棄物処理施設の設置の届出件数は20件であった（表2-9-3）。

表2-9-3 産業廃棄物処理施設設置の届出状況

(平成2年3月31日現在)

処理施設の種類	平成元度受理件数	設置状況
汚泥の脱水施設	14	172
汚泥の乾燥施設	0	6
汚泥の焼却施設	2	17
廃油の焼却施設	0	9
廃プラスチック類の破碎施設	0	1
廃プラスチック類の焼却施設	3	25
最終処分場	1	19
計	20	249

### 第3節 一般廃棄物処理対策

#### 第1 一般廃棄物処理施設の整備に対する助成

##### 1 一般廃棄物処理施設の整備状況

府下市町村における一般廃棄物処理施設の整備状況（昭和63年度末現在）をみると、ごみ処理施設は17市町・10事務組合、し尿処理施設は19市町・7事務組合、粗大ゴミ処理施設は14市町・8事務組合において整備されており、それぞれの施設の処理能力は、ごみ処理施設15,764トン/日、し尿処理施設6,166㎘/日、粗大ゴミ処理施設1,595トン/日となっている（表2-9-4）。

##### 2 施設整備に対する助成

一般廃棄物の適正処理を推進し、地域の生活環境の保全を図るために、平成元年度においては、市町村が行う廃棄物処理施設の整備に対し技術援助を行い、また改造事業に対しては府費による助成を堺市ほか3市・2事務組合に対し9,062万3千円を交付した。その対象施設数は、し尿処理施設3施設、ごみ処理施設3施設となっている。

なお、廃棄物処理施設の新・増設等について、9市町・3事務組合に対し、国庫補助金18億6,093万円が交付され、1市2組合に対し、28億2,843万円が貸付された。

#### 第2 公害防止施設の整備に対する助成

市町村が処理する一般廃棄物のごみ焼却炉については、府公害防止条例に基づき公害防止設備（洗浄集じん装置）の設置が義務づけられており、その設置に係る地方債の利子支払額等について、平成元年度においては、大阪市ほか1市・1事務組合に対し利子補給金1,448万7千円を交付した。また、その稼働に要する経費について、大阪市ほか12市町・7事務組合に対し、3億2,500万円を交付した。

#### 第3 廃棄物減量化対策の推進

一般廃棄物の量的な増大、質的な多様化に伴い、市町村は最終処分場の確保難、処理経費の増嵩、さらに空き缶等散乱性廃棄物などの問題を抱えており、これらに対処するため廃棄物減量化対策の推進が当面の大きな課題となっている。このため、廃棄物減量化対策をより効果的、統一的に推進するため市町村、清掃事務組合とともに昭和57年7月に設置した「大阪府廃棄物減量化対策推進協議会」において、廃棄物減量化手法等に関する調査・研究を行うとともに、9月を「環境美化キャンペーン」期間として、協議会及び府、市町村、清掃事務組合が協力して各種啓発行事を実施した。

表2-9-4 一般廃棄物処理施設の整備状況

(平成元年3月31日現在)

(注) 大阪市、池田市、箕面市及び摂津市のし尿については、公共下水道で処理されている。

## 第4節 広域処理場整備事業の推進

高密度な土地利用が行われている近畿の大都市圏域において、内陸部に廃棄物の最終処分場を新たに確保することは困難な状況にある。

このため、大阪府は、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づき大阪湾広域環境整備センター（昭和57年3月設立）が事業実施主体となって行っている大阪湾圏域広域処理整備事業（フェニックス事業）を府下市町村、近畿の地方公共団体とともに協力しながら推進している。

尼崎沖埋立処分場では、平成2年1月から廃棄物の受入れを開始した。

泉大津沖埋立処分場については、昭和63年6月、大阪府知事が堺泉北港港湾管理者の長に公有水面埋立法に基づく埋立免許の願書を提出、平成元年3月、免許の交付を受け、同年6月から護岸工事を行っている。

また、平成元年7月、地元市とともに「大阪湾圏域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会」を設置し、埋立処分場や搬入施設及びその周辺の環境保全を図っている。

大阪湾圏域広域処理場整備事業の概要は、表2-9-5のとおりである。

表2-9-5 大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）の概要

埋立場所	泉大津沖、尼崎沖				
搬入施設	加古川、神戸、尼崎、大阪、堺、泉大津、和歌山、津名				
事業実施主体	大阪湾広域臨海環境整備センター				
事業内容	・廃棄物埋立処分計画 (単位:万m <sup>3</sup> )				
	埋立場所名	一般廃棄物	産業廃棄物	陸上残土	浚渫残土
	泉大津沖埋立処分場	310	840	1,400	450
	尼崎沖埋立処分場	120	360	790	230
	合 計	430	1,200	2,190	680
	・造成される土地の利用計画 (単位:ha)				
	埋立場所名	港湾ゾーン	都市ゾーン	環境ゾーン	計
	泉大津沖埋立処分場	58	95	50	203
	尼崎沖埋立処分場	43	57	13	113